

林俊夫・弁護士著　　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990 年 10 月号を読む

## 車内放送と「とらわれの聞き手」

1. (1)かつて、日本人は音に鈍感といわれた時代もあった。  
(2)しかし、現在では、カラオケ、野球場、航空機等の各種騒音をめぐるトラブルが増え、裁判所で争われるケースも多くなっている。  
(3)今回は、最近話題となった車内放送のケースを紹介しよう。
2. (1)公営のバスや地下鉄の車内で、次の停車駅の案内放送に引き続き、「次は〇〇商店前です」とか、「〇〇デパートへお越しの方は、次でお降り下さい」等というような商業宣伝放送を行うことがある。  
(2)しかし、乗客の中には、それが耳ざわりだと感じる人もいるだろう。  
(3)そして、そのような車内放送の是非が問題となり、右放送は、走行中の車内に拘束された状態にある乗客に対し、聞きたくない音の聴取を強いることになり、乗客の人格権ないし静穏のプライバシー権を侵害するものではないかが争われた事件がある。
3. (1)Y市交通局は、市営地下鉄の車内放送の自動化の費用を捻出し、あわせて赤字経営の改善を図る目的で、昭和 51 年 4 月から地下鉄の車内で、次停車駅の案内放送に加えて、前述のような商業宣伝放送を実施した。
4. 通勤のため右地下鉄を利用していたXは、乗客に商業宣伝放送の聴取を事実上強制することは、思考・感覚等の精神活動領域の自律性を阻害するもので、人格権の侵害となり違法である等を主張し、不法行為と債務不履行を理由として、Y市に対し、右商業宣伝放送の差し止めと放送を中止するまで1か月 1000 円の慰謝料の支払いを請求する訴えを提起した。
5. (1)裁判所は、次の理由で、Xの請求を認めなかった(最判昭 63・12・20)。  
(2)①我々は、法律の規定をまつまでもなく、日常生活において、見たくない物を見ない、聞きたくない音も聞かないといった類の自由を本来有していると考えられる。  
②しかし、この自由は、絶対不可侵のものではなく、社会生活上、時・所を問わずこの自由を完全に享受することを主張することはできない。  
③本件放送の違法性の有無を判断するには、それがなされるに至った事情、その態様、それがもたらす結果等を総合的に勘案して決定すべきである。  
④本件放送の場合、運行の安全性確保と車内放送の自動化費用の捻出という目的の正当性、1 回約 5 秒程度の企業名の紹介という態様、一般乗客に与える嫌悪感の程度の軽微性等か

ら判断して、違法とはいえない。

⑤よって、Yには不法行為・債務不履行責任は成立しない。

6. (1)個人には、人格的自律権を支える環境の維持を図るため、他者から自己の欲しない刺激によって、心の静穏を乱されない利益があり、それを静穏のプライバシーという。
- (2)社会生活上、聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害されることになるが、それが憲法上の人権ないし私法上の権利の侵害として違憲・違法と評価されるためには、その侵害の程度が通常受忍限度の範囲をこえるものでなければならないといえよう。